営みうる。

他方で、

富者の貪欲や野心、

貧者の勤労回避や目先の安楽・享楽への傾きは

第一章 主権者または国家の支出(三)

第二部 司法の支出

模は、 公正で適正、 統治者の第二の務めは、 時代や社会の発展段階によって大きく異なる。 かつ厳正な司法の運営を確立することである。そのために要する費用 社会の一人ひとりを他者の不正や圧迫から可能な限り守り、 の規

される人は少なく、たとえ性根の悪い者でも多くは一時的な衝動にすぎず、そこから得 害は身体や評判への侵害に限られ、 その種の不正を裁く公的裁判機関がなくても、 られる満足は持続的な利得につながらないため、 にほぼ等しい。人格や評判を傷つける行為の動機となる妬みや悪意、怨恨に絶えず支配 狩猟社会では財産がほとんどなく、あっても価値は二、三日分の労働程度にとどまる 加害者に実利は生じない。これに対し、財産侵害では加害者の利益は被害者の損失 恒常的な司法制度や官職はほぼ整わない。 殺害・傷害・殴打・名誉毀損といった行為を犯して 人びとは一定の安全を保って共同生活を 財産を持たない者が他人に及ぼしうる 損得勘定が抑えとして働く。ゆえに

必要性はそれほど大きくない。 欠かせず、財産が乏しく、あっても二、三日分の労働価値にすぎない社会では、 行力だけだ。 彼らを、そうした不正から守りうるのは、 あるからである。挑発していなくとも和解しようのない見知らぬ敵に常に囲まれ 数の困窮を前提とし、 財産侵害を促す情念であり、より持続的かつ普遍的である。巨財のあるところに不平等 の持ち主が一夜でも安心して眠れるのは、 しばしば他人の所有に手を伸ばす。多年、 は大きく、 一人の大富豪の背後には少なくとも五百人の貧者がい したがって、 富者の繁栄は貧者の憤りを呼ぶ。欠乏と嫉妬に押された人びとは、 高価で広大な財産を手に入れ、 違法行為を不断に処罰できる公権力の 市民社会の裁判と執行を担う公権力の保護 あるいは幾世代の労働で築いた価値ある財産 守るには市民的政府 . る。 部 の者の富は多 の 政府 確立 強 てい 0 が 執 る が

それに歩調を合わせて、 属関係 社会には、 市民社会における政府は上下関係を前提とし、 が避けがた 公的制度に先立って自然発生的に支配と従属の関係が生まれ、 ٥, ١ 価値ある私有財産の蓄積 上下・序列・従属を生む根源的な要因も強まっていく。 ・獲得が進むほど政府の必要性 その成立には序列が伴い、 少数が多数 統治 は には従 高

に優位に立つことがある。そうした関係をもたらす要因・状況・条件は、おおむね四つ

3

に大別できる。

精神的な よう。 分か 瞭で具体的で触知できる基準に拠ってきた。 質に基づいて身分や序列、 粋な腕力だけで弱者二人を従わせられる者がいるなら、その者はかなりの強者だといえ 身体的条件に 第 れ 結局のところ大きな権威を生むのは精神的資質だが、それは目に見えず、 の要因は、 な裏づけを欠く身体的資質は、どの時代・社会でもほとんど権威を生まな しばしば争い 加 え、 個人の資質の優劣である。 思慮、 の種になる。 正義、 上下の秩序や服従の規範を定めるのは得策ではなく、 勇気、 このため、 節制とい 体力や容姿、 未開社会でも文明社会でも、 つ た精神的資質が含まれる。 身のこなしや敏捷さといった 見えな より 評 価 i s 明 資 純 が

兄弟、 分 · 号のように分割できないものは、 は年齢で定まる。 住狩猟民の社会では、 第二の要因は、 財産 下位を子と呼ぶ。 能 力が同等なら、 兄弟姉妹では常に長子が上位に立ち、 年齢による優位である。 年 最も豊かで文明の進んだ国々でも、 齢だけが身分や序列を定める唯 若者より年長者のほうが広く高い敬意を受ける。 一人が受け継ぐのが通例で、 判断力が衰えるほどの高齢でない 父の財産の相続 の基準で、 他の条件が等しけれ 多くの場合その権利は長 上位を父、 にお いて名誉称 北 限 ば序 り、 同 米 位 の先 身 列 を

子に与えられる。 年齢は誰の目にも明らかで、 異論の余地がないからである。

不平等を生まず、広範な貧しさが広い平等をもたらすため、 富の権威は文明社会でもなお強く、年齢や個人的資質に基づく権威より強すぎるという を委ねる者はほとんどいないからだ。 取るものに対価を払い、所有者も等価との引き換えでしか与えないため、 びとは、 に大きな資産を持つ者でも、 ともなり、 回せないため、その分を人びとを養うことに充てざるを得ない。生活のすべてを頼る人 けの力をもつタタールの首長は、工業製品や装身具といった交換財に乏しく余剰を他に 不平等が生じ始める素朴な段階で最も強まる。 権威と従属の拠り所となり、 第三の要因は、 不平等がそれなりに存在する時代には繰り返されてきた。 戦時には命令に従い、 その地位は財力に由来する。 財力の優位である。 十二人すら自由に指揮できないことがある。 両者はほとんど成立しない。第二段階の牧畜期は大きな 平時には裁きに服する。首長は自ずと将軍であり裁判官 権威は少数の使用人に及ぶにとどまる。それでも 富がもたらす権威はいつの時代も強 これに対し、富み文明化した社会では、 家畜の群れを増やし、 年齢や個人的資質だけが 第一 段階 千人を養えるだ 生活のすべて 人びとは受け いが、 の狩 はるか 財産 猟 期 弱 は

不平等を許し、

財力の優位が最大の権威を与える時期で、権威と従属が最も確立する。

主権者または国家の支出(三) 憤りを覚えて激しく反発する。 進んで服する一方、これまで優越を認めてこなかった別の家が支配を主張すれば、 は、 つのは受け入れがたい。同じように、 の か 、は長く命令を受けてきた上官の権威には素直に従うが、 は 出自にもとづく区別 の富、 由緒ある偉大さに比べて敬意を得にくい。 多くの場合、 あるい は富に根差す、もしくはそれに伴う威信の古さである。 前者には自然な軽蔑が、 は、 富 人びとは自分たちとその祖先が従ってきた家

後者には敬慕が向かうからだ。

軍隊

でも、

かつての部下が自分の上

強

社

には 定立 簒奪者が嫌

われ、

旧来の王

統

が慕

ゎ

れる

先の数が物乞いの祖先より多い

わけではない。

結局のところ、

それが意味するのは古く

新参の偉

大さ

面で優位

にあったことを前提に

してい

る。

「家の古さ」自体は観念にすぎず、

王

家

の

袓

第四

の 要因

は

家柄

の優越である。

家柄の優越という主張は、

その家が古く

か に 近

5

財 ć 1

アラビアのシャリー

フの権威はきわめて強く、

タター

. ル

のハーンのそれは専制

会では、 量をもちながら親が愚かまたは臆病だったという不運を負う人物より、 出自による差はほとんど生じない。 の格差が拡大してから現れる。 ただし、賢く勇敢な人物の子は、 人びとの富が等 いくぶん敬意を ľ 同 (J 等 狩 猟 の 力

集めることがある。

それでも差は小さく、知恵や徳の継承だけを理由に名声と威信を得

た家系など、世界のどこにもほとんど見当たらない。

者に損害賠償を命じる役割を担うにもふさわしく、 力を握り、 従者・被保護者を抱えることによって敬われ、家柄の高さや家の古さによって崇められ 序を自然に形づくる。 て生まれと財産は、彼に司法的性格を帯びた権威、すなわち一定の裁定権さえも自然に を求めて不利益や不当を訴え、 れと資産は、 る大牧主は、 ちやすい名家が目立つ。富が同じ家や一族に長くとどまりやすいからである。 を失いにくい。そのため、代々名高い祖先をもつことを理由に敬され、名望や名誉を保 たく生じる。こうした社会はおおむね贅沢を好まず、行き過ぎた散財や軽率な浪費で富 の二つである。 人の優劣や上下を大きく左右し、ある者を他の者の上に立たせる主因は、 牧畜社会では、 軍事力でも群を抜くため、 同族内の下位の牧人たちに対しても自然に権威を及ぼす。彼は最大の 彼に実質的な執行権を与える。多くの人びとを統率できるがゆえに これが個人の際立ちや出世をもたらし、 生まれや血統にもとづく身分差は潜在的可能性にとどまらず、 とりわけ遊牧を営む牧畜社会では、 訴えられた側でさえ彼の仲裁を受け入れやすい。 戦時には人々がその旗の下に集まりやすい。 自力で身を守れない その作用が強い。 社会における権威 弱者は彼 生まれと財 でと従属 富と多くの 避けが こうし 生ま 動員 の秩 加

の時代、 すなわち社会の第二期に入ると、 富の格差が初めてあらわに なり、 権

与えることになる。

れ 従属の関係 その成立は必要性の自覚に先だって自然発生的に見える。 がこれまでになく広がる。 これに伴って存立に不可欠な市 その後、 民政 その必要性 府 が導 入さ

する。 家 の 財産を守るために結束し、 下位の牧人は、 自分たちの群れ その見返りとして自分たちの財産も守られることを期 の安全が大牧主の群れの安全に、 自分たちの小 ż 待

益

一を確実に守る唯一の秩序を支持するのが当然の利害になる。

の自覚は、

権威と従属

の体制を支え強める後押しとなる。

富む者にとっては、

自ら

の

利

資産の乏しい

側

資産

な権威の 彼に従うからこそ、 て 一 種の小貴族層が生まれ、 の維持が彼の大きな権威の維持に、それぞれ依存していると考える。 彼がさらに下位の者を従わせる力を保てると見るからである。 領主 の 財産と権威を支えることが自分たちの 自分たちが 財 産 こう 権 威

K を守る条件だと理解 は 有産者が無資産 Ĺ の者に対して築く防壁、 その維: 性持に動き ζ̈́ 財 産 すなわち多少の財産を持 の保護を目的とする市民 政 つ者を無 府 は、 実質: 物 的 0

の 種の主権者にとって司法は持ち出しではなく、 長期にわたる確かな歳入の柱であ

者から守る仕組みとして設けられる。

れ 行が君主に歳入をもたらしただけでなく、歳入の確保そのものが司法に期待される主要 内を巡る、実質的な徴収官でもあったことを示している。こうした時代には、 使する下位の首長や領主を含め、 な効用の一つでもあった。 ヘンリー二世期の巡回判事への訓令は、彼らが国王歳入の特定項目を徴収する目的で国 そうした代行者は裁判権から得た収益を任命権者に報告・精算する義務を負い続けた。 初は君主も下位首長も自ら裁いたが、 スキタイ系に淵源をもつ欧州諸政権でも、 とされたからである。 金も課された。 つ には過大な便宜が与えられ、 た。 た。 法を歳入確保の手段にしてしまうと、重大な弊害が生じやすい。 裁きを求める人びとは自発的に手数料を払い、 権威が確立すると、有罪者は被害者への賠償に加え、 王の平和や安寧を乱し、 アジアのタタール系諸政権でも、 わずかな贈与にとどめた側は不利益や本来の正義に反す 司法の運営は主権者にとって有力な収入源だった。 やがて代官・執達吏・判事に委ねるのが 秩序を損なう違反に科料 特定の部族・氏族・領域に対して裁判権を行 嘆願や請願には必ず進物が添えら ローマ帝国を倒したゲルマン 主権者や君主への科料 ・罰金を課すのは当然 多額 の贈与をした 司法 般化し、 5の執 罰

る扱いを受けがちになる。さらには、贈与を重ねさせる目的で審理や判決を意図的に引

した。

き延ばすことも少なくない。 K は 非がなくとも有罪方向に傾く強い 加えて、 被告に罰金を科す仕組みが存在するだけで、 誘因となる。 欧州諸国の歴史資料は、こうした乱

用 ぱら私利のために不正を働いた場合、 代官を介して司法を執行する体制では、 及して責任を問える有力者はほとんどおらず、救済はまず望めなかった。これに対し、 (が決して例外ではなかったことを示してい 君主や首長がみずから裁く体制では、 君主がこれを処罰し、 救済の余地が生じることもあった。代官がもっ たとえ権限がどれほど濫用されても、それを追 る 被害の回復や是正を命じた

例も少なくない。 L 0 同様に望み薄であった。結果として、 り入って昇進を狙うために行われた場合には、 廃墟の上に築かれたヨーロッパの古い政体では、 最良の君主の下でさえ平等や公正からはほど遠く、 しかし、その圧政や不正が君主の利益にかなう場合や、 (J わゆる粗野な統治、とりわけローマ帝 結局のところ救済は、君主自身の行 司法の運営は長期にわたり深 最悪の君主の下では完全に堕落 任 命権者 国 崩 に取 腐 壊 敗

遊牧社会では、君主や首長も部族内で最も大きな牧主にすぎず、家畜の増殖による収

益で他の成員と同様に暮らしていた。 牧畜段階を脱して間もない農耕社会、 たとえばト

祖 受け取られさえした。 アガメムノンがアキレウスに友好のしるしとしてギリシア七都市の支配権を与える場面 司 っても専制的権力者による超過徴収は抑えにくく、 と司法収入に限られていた以上、 訴訟手数料など司法に伴う収入にあたり、通常歳入のほぼすべてを占めた。 で他の地主と同じように生活していた。 口 法の腐敗は、 先でも、 イア 同族による圧迫からの保護を求めるときに限って贈り物を捧げた。これらの贈与は、 得られる見返りは民からの贈与という敬意にすぎないと描 戦争期のギリシア諸族や、 君主は国内最大の地主にとどまり、 実効ある手立てではなかなか改まらなかった。 そこで贈与の額や手続きを明確化する方向に進んだが、定めが 贈与の全面的な廃止を求めるのは非現実的で、 西ローマ帝国崩壊後に定住したゲルマンやスキタイの 平時に臣民が君主の維持費を負担することは 王領 贈与の恣意性と不確実さに起因する (王冠領) と呼ばれる私有地 13 ている。 歳 ホメロスは、 入源 無礼と が贈 の収 あ な

け取らないという取り決めが広く定着した。贈与を細かく規制するより、全面的に禁じ 営・執行については、 自らの安全のために諸税で負担する体制が不可欠となった。 対外防衛費が恒常的 名目のいかんを問わず君主やその任命する判事が謝礼や贈与を受 に膨らみ、 君主の私財だけでは統治費を賄えなくなると、 この転換に伴い、 司 国民が 法 1の運

11

司

か

うして るほうが実効的だと判断されたためである。 て得てい 司 た収 法は無償で提供される」 益 の喪失分を補 1, という原則が また税収で君主の従来収入の減少分も補填した。 判事 確立した。 には固定給を設け、 かつて司 法に付

随

け 用 大きく上回 か る費用は一貫して当事者の負担であり、 では ね 抑 もっとも、 ない。 制 ない。 のためではなく、 る。 各裁判所で毎年支払われる彼らの手数料・ 判 司法が完全に無償という国はない。 判事 事が当事者から贈与や礼金、 の俸給を公費で賄っても、 司法 の腐敗を未然に防ぐためである。 これを無償化すれば職務の質がかえって下が 手数料を受け取ることを禁じる規定は、 訴訟に伴う不可 少なくとも弁護士や訴訟代理人にか 報酬 の総額が 避 の は 費用 判 事 が 大幅 Ó 俸給 に減 る 額 費 ゎ ŋ か を

望まれ、 行に 負 担 判事 どの文明国でも政府歳出全体に占める割合はごくわずかにとどまる。 が 法費用は裁判所の手数料で全額まかなうことができ、 要する費用を加えた総額 重く手間も多く、 の職は名誉が重く、 競って志願される。 その多くは無報酬 報酬 上級かり は、 が多くなくても人々はすすんで就く。下位の治安判 運営がことさらに倹約的でも効率的 ら下級までの判事の だが、 地 方の 紳士層にとっては名誉職とし 給与に、 適切に運用すれば腐敗を招 司法 の管理 でもな 運営や法執 61 場合でさ 事は 7

にく ず、 前でさえ普通の召使いの年賃金に相当した。エピスの配分は勤勉さに応じて行われ、 俸は百五十リーヴル、すなわち英貨で約六ポンド十一シリングにすぎず、 各高等法院では 応じてのみ報われるとき、最もうまく遂行されるからである。 各人の勤勉さも促せる。 割合で判事に配分する仕組みであれば、 律を徹底できるようにすれば、 合議体では、 支払いを判決確定後に限ることで、審理と判断を迅速かつ丁寧に進める誘因にもなる。 0 つ明確に定め、 種の手数料は訴訟費用を大きく押し上げることなく司法費用の全額を賄 自ら 諸経費控除後に王冠からトゥールーズ高等法院の顧問官・ 国庫の負担も小さくとも確実に軽減できる。 これに対し、 の収入の相当部分をそれに依存するようになると、 法廷または指名委員会が費やした時間・日数に応じて取り分を決めれば 各事件の所定段階で会計係に一括納付させ、事件終結後に限って既定 「エピス」「ヴァカシオン」と呼ばれる手数料が判事収入の大半を占め 主な受益者を判事とし、 公共サービスは、成果が出たのちに、 管理ははるかに容易である。 全面禁止に比べても腐敗の危険は増えない。こ 法が主権者には及ばなくとも判事 ただし、 手数料の配分に主権者が関 料金規制の実効性 たとえば、手数料を厳格 判事へ支払われる正味年 実例として、 しかも投入した勤勉さに 同地では七年 い得るうえ、 フランス は には 期 の 規

勤

13

では

普通法で足りたが、常に十分とはいえない。

あった。

違反が金銭不払いであれば、

対する損害賠償

に限られ、

契約

の特定履行を初めて命じたのは衡平法の大法官裁判

もともと普通法裁判所

の救済は契約

違

所 反

支払命令は実質的に特定履行に等しく、

その範

囲 で

たとえば借地人が領主に不当に賃借権

努めた結果、

形づくられたと考えられる。

職を疑われることはほとんどない。 度にとどまる。 勉な判事 は職 務 これら高等法院は必ずしも利用しやすい裁判機関とは言 から相応に安定収入を得る一方、 怠慢な判事は年俸をわずか € √ が た に Ŀ € √

一回る程

が

汚

競 とい 管するエクスチェ を競い合った。 0 を妨げる被告の行為を不法行為と位置づけて民事事件を扱 の管轄外の訴えにも踏み込んだ。 法廷で争うかを当事者が選べる場面が増え、各裁判所は迅速さと公平さを売りに事 イングランドの裁判所は創設当初、 、う法的 それぞれの法廷で法の許す限りあらゆる不正に迅速かつ実効的 凝制 現在のイングランド司法制度の優れた枠組みは、 を用 力 13 1 て — 裁判所は、 般 の契約債務にまで手を伸ばした。 刑事事件を専門としていた王座裁判所は、 「被告が支払わない 訴訟手数料を主財源とし、 ため原告が い始め、 こうした擬制 当時、 玉 事件獲得 王室収 王に納め な救済を与えよう 裁判官どうしが のために本来 入の徴収 正義 5 により、 れ な の を所 実現 c J

ど

件

立ち退き令状(イジェクトメント)を考案し、 裁判所に集中し、 を奪われても、 金銭賠償では土地の占有は回復しないため、この種の事件は当面大法官 普通法裁判所は打撃を受けた。 土地からの不当な排除や占有剥 巻き返しのため、 普通法側 は擬 に 制 対 的 す な

る最も有効な救済として確立させた。

ば、 や書式そのものの歪みや劣化も招きか 多くの裁判所で法律文書の質が損なわれたとされる。こうした誘因は、 たりの行数や一行の語数まで細かく定めた結果、 収入を増やすために手続きを不当に膨らませる誘惑が生じやすい。 パでは、 各裁判所が自庁の訴訟手続に印紙税を課し、その収入を判事や職員の人件費に充てれ 司法行政費を一般財源に頼らず確保できるという考え方は成り立つ。 弁護士や書記官の報酬を作成文書のページ数に連動させ、 ね ない。 報酬目当ての冗語の水増しが横行 裁判所が一ページ当 実際、 訴訟手続の様式 近代 だがその場合、 彐 1 口 ッ

賄 その貸付運用も裁判所が行う設計も可能である。 金の管理や給与支払いを行政府が担う必然性はない。 法費用を自己財源で賄うにせよ、 その資産の管理 ・運用も各裁判所に委ねればよい。 独立基金から定額給与を支給するにせよ、 実際、 裁判所の維持費は保有地の地代で スコットランドのセッショ 基金元本の利子を原資とし、 その基 ン裁

Þ

裁判官に委ねた。

君主や大貴族は司法を負担

が 重

61

わりに威信の乏しい職務とみなし、

広く回避して代官

司

15

ŋ

安定で、 所では、 恒久的、 裁判官給与の一部が利子収入に由来する。 な制度の下支えには適さな ただし、 こ の 種 . の)財源: は性質上不

り、 を司 任 n の職が設けられた。 るプラエ 行政の担い手には私法上の紛争まで手が回らなくなったため、 法権と行政 司法の運営が重く複雑になるにつれ、 トルが任 権 の分離が 合され 古代ローマでも、 は、 た。 社会の高度化に伴う事務量の増大が契機になったと考えら 帝国 崩 執政官は国政に忙殺されて司法を担 壊後に成立したヨ 関係者はその職務に専念せざるを得なくな 1 口 ツ ゙゙゙゙゙゚゚ 審理と判 の の君主制[えず、 玉 断を担う専 「家でも、

権 0 損なわれやすい。 |利を安心して享受・保持できる社会のためには、 その影響を受けない独立性を確保しなければならない。 運用と執行は、 大義を守る名目で私 司 法が行政に取り込まれたり結び付いたりすれば、 すべての個人の自由と安全に対する確信の基盤である。 国家 人の権利 の大局や大義を担う立場にある者は、 の犠牲を正当化しがちである。 司法を行政から切り離 正義は政治的配慮に押しやられ、 裁判官の身分は行政の恣意に 腐敗 だからこそ、 の意図がなくとも、 誰 Ĺ 公正 もが 可 能 な 古 司 な限 有 そ 法 0

左右されてはならず、不安定化やみだりな解任は許されない。報酬の支給も、権力者の

胸先三寸や財政事情に左右されるべきではない。